

【津山市水道局浄水場運転管理・収納等業務委託】

企画提案（公募型プロポーザル）実施要領

令和元年9月

津山市水道局

津山市水道局浄水場運転管理・収納等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 津山市水道局浄水場運転管理・収納等業務委託公募型プロポーザル実施要領について

津山市水道局は、安心して安全な水道水の安定的供給を維持するため、津山市水道局浄水場運転管理・収納等業務委託を実施する。

この実施要領は、本件委託業務の受託を行うことができる能力を有する民間事業者のうち、本件委託業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により **1事業者（共同企業体）を選定し、その者に本件委託業務を包括的に委託する**ために必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務内容等

(1) 委託業務名

津山市水道局浄水場運転管理・収納等業務（以下「本件業務」という。）

(2) 委託業務の内容

「津山市水道局浄水場運転管理・収納等業務委託仕様書」、「浄水場運転管理に関する要求水準書」、「収納に関する要求水準書」及び「その他に関する要求水準書」に規定する津山市水道局が所管する上水道施設、工業用水道施設及び津山市水道局が岡山県広域水道企業団より受託管理する水道用水供給施設の運転管理及び収納等に関する業務とし、概要は次の各号に掲げるものとする。

① 浄水場運転管理に関する業務

- ・ 運転業務
- ・ 保守点検業務
- ・ 環境整備業務
- ・ 設備修繕業務
- ・ 水質管理業務
- ・ 採水補助業務
- ・ 物品等管理業務
- ・ 異常時対応業務
- ・ 事務業務

② 収納に関する業務

- ・ 検針業務
- ・ 開閉栓業務
- ・ メーター交換業務
- ・ メーター出庫管理業務
- ・ 滞納整理業務（停水処分を含む）
- ・ 受付業務
- ・ 開閉栓等入力業務
- ・ 納入通知書等配送業務

③ その他に関する業務

- ・ 場外施設関連業務
- ・ 工業用水道事業関連業務
- ・ 水質管理業務
- ・ 採水補助業務
- ・ 宿日直業務

(3) 委託期間

委託期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間とする。

(4) 準備期間

受託者決定後から本件業務委託開始日までの期間は準備期間とし、当該期間に関する経費は、受託事業者の負担とする。

(5) 参加申込に係る費用

参加申込に要する費用は、すべて参加申込者の負担とする。

(6) 本件業務の再委託

本件業務の全部を再委託することはできない。ただし、津山市水道局の承諾を受けた場合に限り、本件業務の一部を他の者に再委託し、又は請け負わせることができる。

3. 参加資格要件

参加申込者は、市内又は県内に本店を有する者を含む2以上の構成員で構成する共同企業体で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税、岡山県税及び津山市税を滞納している者でないこと。
- (6) 個人情報情報の漏洩、滅失、棄損又は改ざんの防止その他個人情報情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (7) 本件業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有することが明らかである者であること。
- (8) 本件業務を受託後、津山市内に営業拠点（営業所等）を開設できること。
- (9) 共同企業体は、次の要件を全て満たすこと。また、共同企業体の構成員は、それぞれ次の要件のいずれか1つ以上を満たすこと。

I 平成21年4月1日以降に、水道法（昭和32年法律第177号）第3条に規定する水道事業又は水道用水供給事業において、表流水を水源とする日量浄水処理能力4万3千立方メートル以上の凝集沈殿・急速ろ過方式の浄水場の運転管理業務を継続して3年以上の期間にわたって元請又は下請けとして請け負った実績のある者で、水道法に規定する水道技術管理者の資格を有する者が3名以上在籍している者であり、かつ常時雇用関係にある、次に掲げる資格等を有する者を配置できる者であること。

① 業務責任者

水道法に規定する水道技術管理者の資格を有する者で、浄水場の運転管理業務において5年以上の実務経験を有すること。

② 業務主任者

水道法に規定する水道技術管理者又は水道浄水施設管理技士2級以上の資格を有する者で、浄水場の運転管理業務において3年以上の実務経験を有すること。

③ 電気主任技術者

電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気主任技術者第3種以上の資格を有すること。

④ 廃棄物処理施設技術管理者（中間処理施設）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する廃棄物処理施設技術管理者の資格を有すること。

⑤ 酸素欠乏危険作業主任者

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する酸素欠乏危険作業主任者の資格を有すること。

⑥ 特定化学物質等作業主任者

労働安全衛生法に規定する特定化学物質等作業主任者の資格を有すること。

⑦ クレーン運転士及び玉掛技能者

労働安全衛生法に規定するクレーン運転士及び玉掛技能者の資格を有すること。

⑧ 特別管理産業廃棄物管理責任者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有すること。

II 平成21年4月1日以降に、給水人口3万人以上の水道法第3条に規定する水道事業において、収納等営業に関する業務を継続して3年以上の期間にわたって元請又は下請けとして請け負った実績のある者であること。

III 平成21年4月1日以降に、給水人口3万人以上の水道法第3条に規定する水道事業において、検針業務を継続して3年以上の期間にわたって元請又は下請けとして請け負った実績のある者で、常時雇用関係にある、3年以上の実務経験を有する業務責任者及び水道法に規定する給水装置工事主任技術者の資格を有する者を配置することができる者であること。

また、本件業務を受託後、津山市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年津山市水道事業管理規程第1号）に規定する、津山市水道局指定給水装置工事事業者の指定を受けられることのできる者であること。

- (10) 共同企業体の構成員は、本件業務に関して当該共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。
- (11) 共同企業体の構成員の出資比率は、構成員ごとの分担業務額によるものとする。
- (12) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加することができない。

4. プロポーザルのスケジュール

プロポーザルのスケジュールは、次のとおりとする

内 容	日 付
公告	令和 元年 9月 2日(月)
業務内容・現場説明会参加申込期限	令和 元年 9月13日(金)
委託業務内容説明会／現場説明会	令和 元年 9月20日(金)
資料の閲覧期間	令和 元年 9月20日(金)～令和 元年 9月25日(水)
質問受付期間	令和 元年 9月20日(金)～令和 元年 9月27日(金)
質問回答予定	令和 元年10月 2日(水)
参加申込受付期限	令和 元年10月11日(金)
参加資格確認結果通知書の送付予定	令和 元年10月18日(金)
業務提案書、提案見積書等書類の提出期限	令和 元年10月31日(木)
審査／プレゼンテーション・ヒアリング／受託候補者の決定	令和 元年11月上旬
受託候補者選定結果通知書の送付	令和 元年11月中旬
委託契約交渉／契約内容の協議	令和 元年11月中旬～令和 元年11月下旬
委託契約締結	令和 元年12月上旬
受託者研修／業務引継ぎ	令和 2年 1月 6日(月)～令和 2年 3月31日(火)
委託業務開始	令和 2年 4月 1日(水)

※ すべての期間には、土曜日、日曜日及び祝日を含まない。

※ 上記日程は、津山市水道局の都合等で変更する場合がある。

5. 業務内容説明会及び現場見学会の開催

業務内容の説明会及び現場見学会を次の日程で開催する。

(1) 業務内容説明会

- ① 日 時 令和元年9月20日(金) 午前9時～正午
 ② 場 所 津山市山北520番地 津山市役所 2階 202会議室

(2) 現場見学会

- ① 日 時 令和元年9月20日(金) 午後1時30分～午後5時
 ② 場 所 津山市小田中2123番地5 小田中浄水場他、本業務に関する施設

(3) 参加人数

各参加申込者3名程度

(4) 参加申込方法

参加を希望する場合は、令和元年9月13日（金）午後5時までに、電子メールで連絡すること。

連絡先 津山市水道局経営企画室

メールアドレス `suidou@city.tsuyama.lg.jp`

6. 資料の閲覧

本件業務に関する資料を閲覧に供するので、希望する参加者は、前日の正午までに電子メールで予約すること。なお、希望者が多い場合は、事務局にて日程調整し、電子メールにて通知をする。

連絡先 津山市水道局経営企画室

メールアドレス `suidou@city.tsuyama.lg.jp`

- (1) 閲覧資料 標準業務量等、帳票類、水安全計画、その他参考資料
- (2) 閲覧期間 令和元年9月20日（金）～令和元年9月25日（水）
※ ただし、土曜、日曜、祝日を除く。
- (3) 閲覧時間 午前9時～午後5時
- (4) 閲覧場所 津山市山北520番地 津山市水道局 入札室

7. 質問の受付・回答

- (1) 提出方法 質問書（様式4）により、電子メールで提出すること。
- (2) 受付期間 令和元年9月20日（金）～令和元年9月27日（金）午後5時
- (3) 提出先 津山市水道局経営企画室
メールアドレス（`suidou@city.tsuyama.lg.jp`）
- (4) 回答方法 津山市ホームページにて行う。
- (5) 回答期日 令和元年10月2日（水）予定

8. 参加申込及び提出書類

(1) 提出書類

参加申込者は、本実施要領、各仕様書、要求水準書及び津山市契約規則、他の関係諸法令を理解・遵守の上で、次の書類を各1部提出すること。

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）
- ② 納税証明書 注1
- ③ 印鑑証明書 注2
- ④ 登記事項証明書（現在事項証明）又はその写し 注2
- ⑤ 代理人をしてプロポーザルに参加又は契約締結の場合はその権限を証する委任状
- ⑥ 登録印鑑に代えて津山市水道局の取引に使用する印鑑届
- ⑦ 労働者災害補償保険、社会保険及び雇用保険の加入状況を示す書類
- ⑧ 財務諸表の写し（直近決算のもの）

- ⑨ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式2）
⑩ 共同企業体協定書（参考様式1）の写し及び共同企業体協定に関する委任状（参考様式2）の写し

- ⑪ 「3. 参加資格要件」の（9）を満たしていることを挙証する書類等 注3
「9. 業務提案書等提出期日及び作成方法」の「営業経歴」「技術者の状況」を参考に作成すること。また、請負実績については契約書の写し（共同企業体の構成員としての実績である場合には、協定書の写し）など業務内容のわかるものを添付すること。

注1：申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。滞納がないことが確認できること。

注2：申請日前3ヶ月以内に発行されたもの。

注3：確認にあたり、説明や追加資料の提出等求める場合がある。

- (2) 提出期限 令和元年10月11日（金） 午後5時まで（必着）

- (3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

- (4) 提出先 津山市水道局経営企画室

- (5) 結果通知 令和元年10月18日（金） 予定

提出された（1）の書類により参加資格の有無を確認の上、その結果を通知する。

9. 業務提案書等の提出期限及び作成方法等

- (1) 提出期限 令和元年10月31日（木） 午後5時まで（必着）

- (2) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

- (3) 提出部数

- ① 業務提案書 9部（正本1部・副本8部）

- ② 提案見積書及び内訳書 正本1部（厳重に封かんすること）

- (4) 提出先 津山市水道局経営企画室

- (5) 提出書類

- ① 業務提案書

業務提案書については、次のように作成すること。

※ 浄水場運転管理に関する業務を分担する構成員

- ・ 会社概要
資本金、所在地、業務内容、社歴等が確認できるもの。
- ・ 職員の状況
水道関係従業員数の総数が記載されていること。
- ・ 水道施設の運転管理等業務に関する貴社の技術的優位性、意欲及び積極性について
- ・ 地域貢献（地元雇用等）に対する提案
- ・ 営業経歴

「3. 参加資格要件」の(9)Ⅰのうち請負実績について、要件を満たす請負実績をすべて記載すること。

なお、委託元の水道事業者名、浄水場名、浄水場の日量浄水処理能力、受託業務内容及び請負期間を記載すること。

- ・ 技術者の状況

「3. 参加資格要件」の(9)Ⅰのうち有資格者の要件について、各資格ごとの資格保有者名と実務経験年数が記載されていること。

- ・ 水道施設管理の基本方針

- ・ 運転管理計画

- ・ 運転管理等業務に関する実施体制

業務従事予定者の保有するすべての資格及び浄水場の運転管理業務の実務経験年数を記載した配置表等を添付すること。

また、運転管理等業務における総括責任者として配置予定の者の保有するすべての資格及び浄水場の運転管理業務の実務経験年数が記載されていること。

- ・ 施設整備対応に関する実施体制
- ・ 浄水処理における水質管理計画及び実施体制
- ・ 水質検査における水質管理計画及び実施体制
- ・ 異常時、緊急時の体制及び対応
- ・ 保守点検計画
- ・ その他水道施設の管理に関する企画、技術提案

※ 収納に関する業務を分担する構成員

- ・ 会社概要

資本金、所在地、業務内容、社歴等が確認できるもの。

- ・ 職員の状況

水道関係従業員数の総数が記載されていること。

- ・ 収納業務に関する貴社の技術的優位性、意欲及び積極性について
- ・ 地域貢献（地元雇用等）に対する提案
- ・ 営業経歴

「3. 参加資格要件」の(9)Ⅱ又はⅢを満たす請負実績をすべて記載すること。

なお、委託元の水道事業者名、給水人口、受託業務内容及び請負期間を記載すること。また、(9)Ⅱ、Ⅲ両方満たす場合は、それぞれ記載すること。

- ・ 技術者の状況

「3. 参加資格要件」の(9)Ⅲの資格保有者名と実務経験年数及び資格保有者数の延べ人数が記載されていること。※該当する場合

- ・ 収納等業務に関する業務体制及び業務執行計画

業務従事者の配置表等を添付すること。

- ・ 検針業務に関する企画・技術提案
- ・ 開閉栓業務に関する企画・技術提案

- ・ メーター交換業務に関する企画・技術提案
- ・ メーター出庫管理業務に関する企画・技術提案
- ・ 受付業務に関する企画・技術提案
- ・ 滞納整理業務（停水処分を含む）に関する企画・技術提案
- ・ 開閉栓等入力業務に関する企画・技術提案
- ・ 個人情報保護に関する企画・技術提案
個人情報漏洩、滅失、棄損又は改ざんの防止その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができることを証明する書類を含む。

※ その他に関する業務を分担する構成員

- ・ 場外施設関連に関する企画・技術提案
- ・ 工業用水道施設の管理等に関する企画、技術提案
- ・ 水質検査における水質管理計画及び実施体制
- ・ 宿日直業務に関する企画・技術提案
- ・ 断水事故等における応急給水活動に対する協力体制

② 提案見積書及び内訳書

提案見積書及び内訳書に記載する提案見積金額は、本件業務全体に要する3年間の総額（消費税及び地方消費税を含まない。）を積算して提出すること。

また、提案見積金額は、次に掲げる提案見積限度額を超えてはならない。

※ 提案見積限度額

962,400,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）

(6) 業務提案書の作成形態

- ① 原則としてA4版サイズの書類に日本語で作成すること。
- ② 業務提案書の表紙には業務提案書表紙（様式3）を使用すること。
- ③ 表紙に提出年月日、業務提案書ごとの通し番号を記入のうえ、最初のページに目次をつけ、ページ番号を記入し、提出部数ごとに綴り、提出すること。

(7) 提出書類の取扱い

- ① 提出書類は返却しない。
- ② 提出後の書類の差し替え及び追加・削除は認めない。
- ③ 市が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。
- ④ 業務提案書、提案見積書及び内訳書の提出は1者につき1案とする。

10. 参加の辞退

参加申込者は、参加申込後又は業務提案書等の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（任意様式）により、辞退の旨を津山市水道局経営企画室に提出すること。

1 1. プロポーザルの審査及び評価方法

(1) 審査委員会の設置

プロポーザルにおける審査（以下「審査」という。）及び受託候補者を選定するため、津山市水道局浄水場運転管理・収納等業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) 審査の評価方法

審査の評価方法は、別に定める津山市水道局浄水場運転管理・収納等業務委託プロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき、参加申込者の業務提案書の内容と提案見積金額の各項目について、審査委員会の各委員の評価点数を合計し、その平均点（以下「評価基準総合点」という。）によって行うものとする。評価基準総合点に小数点以下の端数があるときは、小数点以下第3位で四捨五入する。

(3) 審査（受託候補者の決定）

業務提案書、提案見積書及び内訳書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準総合点が29.9点以上で最も高い参加申込者を受託候補者として選定する。参加申込者が1者のみの場合も同様とする。

なお、評価基準総合点が最も高い参加申込者が複数ある場合は、提案見積金額が低い参加申込者を受託候補者として選定する。

① プレゼンテーション及びヒアリング日時及び場所

別途、津山市水道局が決定し通知する。

② プレゼンテーション及びヒアリング実施時間

プレゼンテーションは、各参加申込者30分以内とし、プレゼンテーション終了後、ヒアリングを20分程度で行う。

③ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法等

- 電子機器を用いてプレゼンテーションを行うことも可能とする。

※スクリーン、プロジェクターは津山市水道局で用意する。

- 各参加申込者の出席者は、業務提案書及び提案見積金額書の内容を熟知している3名程度とし、プレゼンテーション出席者届（様式5）にて、出席者の所属及び役職、氏名を電子メールで、津山市水道局経営企画室まで報告すること。

メールアドレス（`suidou@city.tsuyama.lg.jp`）

(4) 受託候補者の決定通知

受託候補者の決定結果については、受託候補者選定結果通知書にて通知する。

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、津山市ホームページ上で公表するものとし、公表する内容は以下のとおりとする。なお、提案者から提出された業務提案書等の書類については、津山市情報公開条例（平成11年津山市条例第2号）第7条第3号の規定（開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

- ① 応募事業者数
- ② 受託候補者名
- ③ 受託候補者の点数
- ④ 見積金額

12. 評価基準

(1) 評価基準及び配点は次のとおりとする。

区 分	項 目	配 点
総 括	参加申込者の技術的優位性、意欲及び積極性について	20点
	地域貢献（地元雇用等）に対する提案	8点
	営業経歴	20点
	営業統括管理	8点
	技術者の状況	12点
浄水場 に関する業務 運転管理に	運転管理計画の提案	10点
	運転管理等業務に関する実施体制の提案	38点
	施設整備に対する連携の提案	8点
	水質管理計画及び実施体制の提案	10点
	異常時、緊急時の体制及び対応	20点
	保守点検計画の提案	4点
	その他水道施設の管理に関する企画、技術提案	16点
収納に 関する業務	収納等業務に関する業務体制及び業務執行計画の提案	8点
	検針業務に関する企画、技術提案	18点
	メータ交換業務に関する企画、技術提案	4点
	滞納整理業務（停水処分を含む）に関する企画、技術提案	18点
	受付業務に関する企画、技術提案	4点
	メータ管理業務に関する提案	4点
	個人情報保護に関する企画、技術提案	18点
そ の 他	宿日直業務に関する企画・技術提案	14点
	場外施設に関する企画・技術提案	18点
	省エネルギー対策提案	4点
	断水事故等における応急給水活動に対し水道局との協力体制	14点
見積金額	提案見積書金額	200点

(2) 評価の着眼点

評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、的確性、独創性、表現力、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準に評価する。

また、提案全体として津山市水道事業のサービス向上のための提案がなされているか等の点も考慮する。各項目の審査のポイントとなる点を以下に列記するので、ポイントを理解の

上、業務提案書及び提案見積書の作成を行うこと。

※ 総括項目

- ① 参加申込者の技術的優位性、意欲及び積極性について
 - ・ 浄水場運転管理に関する業務参加申込者の独自性や技術的優位性について、具体的に記載されているか。また機能改善、新技術の導入等、積極的提案があるか。
 - ・ 収納に関する業務参加申込者の独自性や技術的優位性について、具体的に記載されているか。また機能改善、新技術の導入等、積極的提案があるか。
- ② 地域貢献（地元雇用等）に対する提案
 - ・ 津山市在住の配置予定従事者数
 - ・ 女性職員の配置予定従事者数
- ③ 営業経歴
参加資格要件に定める業務実績を十分に満足する営業経歴を有しているか。
- ④ 業務統括管理
 - ・ 共同企業体を統括し管理する体制が具体的に示され且つ、責任範囲を理解し、適切な業務管理をおこなえる提案となっているか。
 - ・ 浄水場運転管理に関する業務と収納に関する業務とその他業務との連携が図られ共同企業体としての機能を十分発揮させる提案となっているか。

※ 浄水場運転管理に関する項目

- ① 技術者の状況
 - ・ 参加資格要件に定める資格等を有する従事者の配置人数※水道技術管理者又は水道浄水施設管理技士2級以上の資格
 - ・ 参加資格要件に定める資格等を有する従事者の配置人数及び配置形態※電気主任技術者の資格
 - ・ 参加資格要件に定める資格等を有する従事者の配置人数※給水装置工事主任技術者の資格
- ② 運転管理計画
 - ・ 対象施設の特徴を理解したうえで、要求水準を十分に達成できる運転管理計画が、具体的に提案されているか。
- ③ 運転管理等業務に関する実施体制の提案
 - ・ 24時間通年の運転管理について、安全、確実な、実施体制、人員配置等が具体的に提案されているか
 - ・ 配置される業務主任者の浄水場における運転管理の責任者としての実務経験年数
 - ・ 浄水場に配置される従事者のうちで水道浄水施設管理技士3級以上の資格を有する人員数
 - ・ 業務主任者として配置される従事者の保有する資格が明記されているか。また、その資格が十分なものかどうか
 - ・ 浄水場の運転監視業務を3年以上の経験を有する従事者の配置人員数

- ④ 施設整備に対する連携の提案
 - ・ 浄水場の施設更新工事や設備改修工事に対する運転管理において、関係者との協力連携体制の構築について具体的に提案されているか
 - ・ 維持修繕における提案及び実施ができる提案となっているか。
- ⑤ 水質管理計画及び実施体制
 - ・ 取水・浄水処理・配水工程のすべてにおける水質管理水質分析の方法、水質悪化時の対応を想定し、津山市水安全計画を十分に理解し運用する提案を示しているのか
- ⑥ 異常時、緊急時の体制及び対応
 - ・ 水質事故、機械設備故障、電気設備故障、計装設備故障等が発生した場合の体制について、夜間、祝祭日、緊急、災害時を含めて、具体的かつ十分な提案がなされているか。
 - ・ 水質変化、豪雨、停電、落雷、地震等の緊急時の異常時を想定した研修及び訓練計画が明確に示されているか。
- ⑦ 保守点検計画
 - ・ 保守点検のその他業務範囲も含め、統一されたものとして、十分かつ実施体制が、具体的に提案されているか。
- ⑧ その他水道施設の管理に関する企画・技術提案
 - ・ 地震等の災害及び業務中の事故等における緊急事態に対する考え方及び、その対応のための研修及び訓練の回数
 - ・ 業務従事者に対する安全衛生管理の研修の回数
 - ・ 運転管理、保守管理等の技術力の向上のための教育、研修等回数
 - ・ 水処理プラントメーカー、水質検査機関、薬品メーカー等からの浄水場運転保守管理に必要な技術的支援体制があるか

※ 収納に関する項目

- ① 収納等業務に関する業務体制及び業務執行計画の提案
 - ・ 業務遂行能力と責任能力のある人員を複数配置して、指揮命令系統と責任体制が確立した提案となっているか。
 - ・ 業務従事者に対する教育・研修体制が確立され、OA機器等の取扱いに1年以上の経験を有した者の配置人数
- ② 検針業務に関する提案
 - ・ 検針誤りを防ぐ対策案を提案されているか。
 - ・ 当該業務に対する知識及び経験を持つ人員の配置人数
 - ・ 検針員の業務管理としての指導・研修等の実施回数
- ③ メータ交換業務に関する提案
 - ・ 当該業務の経験を3年以上有した人員の配置人員数
- ④ 滞納整理業務（停水処分を含む）に関する企画、技術提案
 - ・ 収納率の向上に向けた提案となっているか。
 - ・ 当該業務に対する資質（知識及び経験等）を持つ人員の配置が適切に行なわれているか。

るか。

- ・ 長期滞納者及び市外転居滞納者等、徴収困難案件に対して、どのような提案となっているか。

⑤ 受付業務に関する企画・技術提案

- ・ 当該業務に対する資質（知識及び経験等）を持つ人員の配置人数について。

⑥ メータ管理業務に関する提案

- ・ 当該業務に対する資質（知識及び経験等）を持つ人員の配置人数について。

⑦ 個人情報保護に関する提案

- ・ 個人情報保護に関する資格者の配置人数 ※個人情報保護士
- ・ 個人情報についての研修計画をなされているか
- ・ 個人情報流出事故における危機管理体制のとれた提案となっているか

※ その他に関する項目

① 宿日直業務に関する企画・技術提案

- ・ お客様対応に支障をきたさないレベルの水道知識を有した人員を配置できる計画となっているか。
- ・ 宿日直業務内における非常事態を想定した緊急体制の人員案が提案がされているか

② 場外施設に関する企画・技術提案

- ・ 対象施設の特徴を理解したうえで、施設の健全な状態を維持することができる計画が、具体的に提案されているか。
- ・ 夜間及び休日の場外施設の異常時の対応が提案されているか。
- ・ 維持修繕における提案及び実施ができる提案となっているか。

③ 省エネルギー対策提案

- ・ 省エネルギーとして有効な対策を具体的な提案となっているか。

④ 断水事故等における応急給水活動に対し水道局との協力体制

- ・ 断水事故等において、水道局が実施する応急給水等に対する協力人員の提案がなされているか。
- ・ 断水事故等において、水道局が実施する応急給水を想定した連携の研修及び訓練計画の提案がなされているか。

※ 見積金額に関する項目

① 提案見積限度額以内であること。提案見積限度額を超えた場合は失格とする。

② 見積限度額に対する提案見積額の割合

13. 契約等

(1) 津山市水道局は、受託候補者と委託交渉を行い、合意に至った場合は、本件業務の委託契約を締結する。

(2) 契約金額の年度割額は、契約金額（消費税及び地方消費税を除く。）を3で除した額に消費税及び地方消費税額を加えた額とする。3で除した額に1円未満の端数が生じる場合は切り

捨てとし、その端数は最終年次で調整するものとする。

- (3) その他の委託契約条件は、受託候補者と協議の上、別に定めるものとする。
- (4) 受託候補者は、円滑に本件業務を行うことができるよう自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。
- (5) 本件業務の開始までの準備期間における受託候補者の責任と本件業務の委託契約締結に関する保証等については、受託候補者との間で協議を行うこととする。

14. 失格条件

参加申込者及び受託候補者が、次に掲げる事由に該当した場合は、プロポーザルの参加資格、受託候補者の決定を取り消す。

- (1) 参加資格に瑕疵が認められた場合、又は提出書類作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 委託契約締結前に、津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止となった場合
- (3) その他、管理者が参加申込者及び受託候補者として不適当と認めた場合

15. 次順位者の繰上げ

受託候補者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、審査において次順位以下となった参加申込者のうち評価基準総合点が上位であった者から順に、本件業務についての交渉を行い、新たな受託候補者を決定するものとする。

16. 問合せ先及び担当等

プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

〒708-8501

岡山県津山市山北520番地

津山市水道局経営企画室（担当：小林・甲本）

電話 0868-32-2110

ファックス 0868-22-9294

メールアドレス suidou@city.tsuyama.lg.jp

※各種様式は、津山市ホームページからダウンロード

<http://www.city.tsuyama.lg.jp/index2.php?id=7305>